

ご家族連絡先登録制度〈契約内容開示型〉利用規約

令和3年10月19日制定

本規約は、東京海上日動あんしん生命保険株式会社（以下、当社と言います）が運営・提供するご家族連絡先登録制度〈契約内容開示型〉（以下、本制度と言います）の利用に際しての取扱いを定めたものです。

第1条（本制度の概要）

本制度は、保険契約者（当社の保険契約に加入されている方を言います。以下同じ）のご家族の連絡先等を当社に登録することにより、登録ご家族（本制度に基づき登録されたご家族の方を言います。以下同じ）に保険契約に関する当社所定の情報を開示するとともに、当社と登録済契約者（本制度を利用してご家族情報を登録した保険契約者の方を言います。以下同じ）および登録ご家族との連絡を円滑に行うことで、保険契約者の利便性向上を図るための制度です。

第2条（本制度の利用者）

本制度を利用できるお客様は、個人の保険契約者とします。

第3条（登録ご家族の範囲）

保険契約者は、保険契約ごとに登録ご家族として以下に該当する者の中から1名登録することができます。ただし、登録ご家族は日本国内に住所を有している個人に限ります。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族
- (3) 契約者と3親等以内の親族
- (4) 契約者と同居または契約者と生計を一にする方

第4条（申込み）

1. 保険契約者は、本制度の提供を受けるため、第3項第2号に定める情報を正確に登録することを要します。
2. 保険契約者は、本制度の提供を受けるため、被保険者の連絡先等の個人情報登録ご家族が当社に開示することについて被保険者の同意を得ることを要します。
3. 保険契約者は、本制度の提供を受けるため、以下の事項について、登録ご家族として登録する者の同意を得ることを要します。
 - (1) 本制度を利用すること
 - (2) 以下の情報を「登録ご家族に関する情報」とし、これを当社へ開示・登録すること
①氏名 ②生年月日 ③性別 ④保険契約者との続柄 ⑤住所 ⑥電話番号
 - (3) 当社より連絡を行う場合があること、およびその場合に当社からの質問に回答すること

- (4) 当社が第 13 条に定める範囲で登録ご家族の情報を利用すること

第 5 条（変更および削除）

1. 登録済契約者は、登録ご家族に関する情報に変更があった場合は、登録ご家族の同意を得たうえで、ただちに当社の定める方法により当社に通知することを要します。また、登録ご家族本人から当社の定める方法により直接当社に通知があった場合、当社は変更があったものとして取り扱います。
2. 登録済契約者は第 3 条に定める範囲内で、登録ご家族を変更することができます。
3. 登録ご家族が第 3 条に該当しなくなった場合は、登録済契約者はただちに当社に制度の停止または第 3 条に該当する別の者への変更を申し出ることを要します。
4. 登録済契約者は、登録ご家族が登録情報の削除を希望する場合は、当社に制度の停止または第 3 条に該当する別の者へ変更を申し出ることを要します。また、当社は、登録ご家族から登録情報削除の申出があった場合は、当該情報を削除することがあります。

第 6 条（利用期間）

本制度は、保険契約者が当社の定める方法により当社へ登録ご家族を登録した時点から開始します。

第 7 条（本制度の停止・中断）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当した場合、本制度の提供を停止します。
 - (1) 登録済契約者が当社の定める方法により、本制度の利用の停止を申し出たとき
 - (2) 登録済契約者または登録ご家族が反社会的勢力に該当すると当社が認めたとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認めたとき
 - (3) 登録ご家族が登録されている保険契約について、以下のいずれかにより登録ご家族の情報が消滅したとき
 - ① 解約・死亡保険金支払等により保険契約が消滅したとき
 - ② 登録済契約者と年金受取人が異なる場合で年金の受取りが開始したとき
 - ③ 登録済契約者が、保険契約者の変更を行ったとき
 - (4) 登録ご家族から登録情報削除の申し出があり、登録情報を削除したとき
 - (5) 登録済契約者が被保険者から第 4 条第 2 項に定める同意を得ていなかったと当社が認めたとき
 - (6) 登録済契約者が登録ご家族から第 4 条第 3 項に定める同意を得ていなかったと当社が認めたとき
 - (7) その他当社が必要と認めたとき
2. 当社は次の各号のいずれかに該当した場合、事前に通知することなく本制度の全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 本制度の提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または当該設備に障害等が発生した場合
 - (2) 天災・災害その他やむを得ない事由により本制度の提供ができない場合

- (3) その他、当社が本制度を中断する相応の事由があると判断した場合
3. 登録済契約者は、当社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに当社に連絡することを要します。当社がこの連絡を受けたときは、当社はただちに本制度の提供を停止する措置を講じます。
 4. 本条の規定により本制度の提供を停止・中断した場合でも、第 10 条第 1 項に定める場合や、保険契約者または被保険者または被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において登録されていた登録ご家族に連絡をとることがあります。

第 8 条（情報の開示範囲）

1. 当社は登録ご家族への情報開示は以下の範囲で行います。
 - (1) 保険契約の特定に必要な項目
 - (2) 保険契約の内容に関する項目
 - (3) その他当社が必要と認めた項目
2. 前項の情報は当社からではなく、取扱代理店・募集人が開示をする場合もあります。

第 9 条（情報の開示条件）

1. 当社は登録ご家族から問合せがなされた場合、当社所定の本人確認を行います。本人確認の結果、登録ご家族本人であると確認できた場合のみ、登録ご家族に対して保険契約に関する当社所定の情報を開示します。
2. なお、登録ご家族の範囲が第 3 条の要件を満たさないことが明らかになった場合は、当社は登録ご家族に対して保険契約に関する当社所定の情報の開示を行いません。

第 10 条（登録ご家族への連絡）

当社は以下の場合に、登録ご家族へ電話やその他の方法により連絡をし、登録済契約者または被保険者の安否や連絡先を確認することがあります。

- (1) 大災害発生時やご高齢の方等への現況確認時において、登録済契約者と直接の連絡が取れず、登録済契約者または被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
- (2) 各種保険契約のご継続・維持管理・保険金や給付金等のお支払いに関し、登録済契約者の現況確認をするために、当社において管理している最新の連絡先に複数回連絡を試みたものの連絡が取れず、登録済契約者との連絡が困難な場合

第 11 条（規約の変更、廃止）

1. 当社は登録済契約者の事前の承諾なしに本規約の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、当社はあらかじめ変更事項、および変更・廃止の効力発生日を通知または当社ホームページ等に表示します。
2. 前項の場合、変更の効力発生日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日以降は本規約の適

用を終了します。

第 12 条（会社の免責）

1. 登録済契約者または登録ご家族が本規約に反したときは、そのために生じた登録契約者または登録ご家族、その他保険契約関係者にかかる損害については、当社は一切責任を負いません。
2. 本制度への加入・利用・運営に関し、登録済契約者・登録ご家族・その他保険契約関係者から異議・申立があった場合、またはご家族間で紛争が生じた場合は、当社は一切関与しません。

第 13 条（情報の利用）

当社は、登録済契約者および登録ご家族の個人情報を本制度の運営のほか、次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続、保険金や給付金等のお支払い
- (2) 当社、その関連会社、提携会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理
- (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 前項に定めるほか、当社における個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/privacy/>) をご覧ください。

第 14 条（その他）

本規約に特段の定めがない事項については、普通保険約款、特約・特則条項の規定を適用します。